

# 福祉活動団体への事業活動費について

横浜市緑区社会福祉協議会では、地域福祉、障害福祉の推進のため、地域の皆様よりお預かりしたご寄付（預託金）を緑区内の当事者団体、地域福祉活動団体等へ配分しています

## 令和4年度の配分より、以下の変更があります(主な点)。

### ①配分額

緑区社協正会員団体 上限 25,000 円 / 非会員団体 上限 15,000 円

\*申請額が予算を超えた場合、割り戻し等により減額となる場合があります。

### ②申請受付期間

令和4年6月10日(金)~30日(木) \*これまでは4月の受付でしたが、6月となります。

### ③申請書式

書式の変更があります。必ず、最新の書式を入手の上ご提出ください。

\*書式は、3月下旬より緑区社協のホームページからダウンロードできるようになります。

(ダウンロードできない場合はお問い合わせください)

## <その他 配分要件>

### 1 対象団体

①緑区の地域福祉の推進に寄与するボランティア・NPO等市民活動団体/②緑区の障害福祉の推進に寄与する障害当事者・家族団体/③緑区内の地区社会福祉協議会/④緑区社会福祉協議会会長が必要と認めたもの

→申請できるのは、1団体につき1申請です。

→親子サークル・単位老人クラブ・趣味のサークル等、主に自助を目的とした活動団体は対象外です

### 2 配分対象

団体の事業（以下に該当するもの）に必要な経費

①主に緑区内で実施される事業・活動/②申請団体の主体的な計画のもとに実施される事業・活動/③宗教、営利のいずれにも該当しない事業・活動/④福祉的啓発の高い内容の事業・活動/⑤他の助成金の活用が困難な事業・活動

### 3 申請及び配分の流れ

① 最新の申請書を入手の上、上記期間内に緑区社協へご提出ください。

② 緑区社会福祉協議会にて審査し、配分金額を決定します

③ 配分金を振り込みます（令和4年8月ごろ予定）

④ 報告書をダウンロード等にて入手の上、ご提出ください（令和5年4月）

→申請書提出後、必要に応じて活動内容の確認や別途書類の提出をお願いすることがあります

## 【提出先】

横浜市緑区社会福祉協議会 善意銀行担当

住所：〒226-0019 横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階

電話：045-931-2478 FAX：045-934-4355

原則として、郵便でのご提出をお願いいたします。(窓口ではお預かりのみとなります)